

公益財団法人豊田市文化振興財団
令和2・3年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領

《はじめに》

公益財団法人豊田市文化振興財団（以下、財団とする）の発注する令和2・3年度清掃・警備・保守管理等の委託業務の指名競争入札に参加するには、入札参加について資格審査を受けなければなりません。

資格審査を希望される方は、本要領に従い適正な申請をしていただきますようお願いいたします。

1 申請書提出様式

財団指定様式を用い提出してください。（別紙提出書類一覧表のとおり）

※様式は財団ホームページよりダウンロードできます。

URL <http://www.cul-toyota.or.jp/eventda/nyusatu.html>

※今回から紙による配布はしません。

2 受付

(1) 受付期限 令和2年10月8日（木）（必着）

(2) 提出先

〒471-0035 愛知県豊田市小坂町12-100 豊田市民文化会館2階

公益財団法人豊田市文化振興財団 総務部 交流館課

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から提出は郵送を基本とします。

(3) その他

ア 書類はクリアファイルに入れ、表面に社名を記入したものを提出してください。

イ 電子申請による受付は行いません。

ウ 受付期間を過ぎた場合は受理できません。

（随時受付は、令和3年4月1日から~~令和3年12月26日~~

~~令和3年11月12日~~）

3 有効期間

令和3年2月1日から令和4年3月31日までです。ただし、有効期間以降の入札参加資格を決定するまでの間は、その効力を有するものとします。

4 申請者の要件

資格審査を希望される方は、次の要件を満たしていることが必要です。

(1) 契約を締結する能力を有すること

（「破産者で復権を得ない者」等に該当しないこと）

(2) 資格審査を希望する営業の種類について、法令の規定により必要とされる許可登録等を受けていること

(3) 国税、愛知県税及び豊田市税が未納でないこと

(4) 次のいずれかに該当しないこと

ア 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条6号に規定

する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団員」という。）がいる法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

ウ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

エ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等

オ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人等

カ 役員等又は使用人が、アからオまでのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する法人等

5 提出書類の取扱い

(1) 提出された入札参加資格審査関係書類については、入札制度等の公平性・透明性の向上の観点から、一部を公開する場合があります。

(2) 提出された書類はお返しできませんので、必要な方は必ず申請者ご自身で、提出前にコピーをとり保存してください。

6 資格審査

資格審査は、申請の要件をみたしていることを審査します。審査結果は通知いたしません。要件をみたしていない場合、申請内容に不備がある場合のみご連絡いたします。

7 申請内容の変更

(1) 提出後、申請内容に変更が生じた場合は、「競争入札参加資格審査申請書変更届（様式4）」により必要書類を添付し、速やかに届け出をしてください。

変更届の申請者欄は本店（本社）の代表者名で、実印を使用してください。

(2) 必要な添付書類等は以下のとおりです。ただし、豊田市競争入札参加資格認定を受けている方で、既に「豊田市」に変更届を提出している方は証明書を省略できる場合があります。

	変更届	履歴事項 全部証明書	使用 印鑑届	印鑑 証明書	委任状	許可・登録 証明書	納税証 明書等 (注1)	資格証明 書・履歴書
①商号・名称	○	△	○	○				
②代表者	○	△						
③本店所在地	○	△						
④受任者	○				○			
⑤委任する営業 所	○		○		○		△	
⑥委任先所在地	○				○		△	
⑦実印	○			○				
⑧使用印鑑	○		○					
⑨技術者等	○							○
⑩許可・登録	○					○		
⑪電話・FAX 番号	○							
⑫その他	○							

(注1)委任先を市町村の区域を越えて変更する場合は、提出書類一覧及びチェック表の番号 11、12 を参照にし、該当する書類を提出ください。

委任先が開設直後で、法人市民税等の課税がない場合は、法人等の設立届出書(写し)を提出ください。

(注2)△については、豊田市競争入札参加資格認定を受けている方で、既に豊田市へ変更届を提出されている方は省略できます。

変更内容によっては、その他の書類の提出を求めることがあります。

8 問合せ

公益財団法人豊田市文化振興財団 総務部 交流館課
 愛知県豊田市小坂町12-100 (豊田市民文化会館2階)
 TEL (0565) 33-7461 FAX (0565) 33-8018
 Eメール tculfa@hm7.aitai.ne.jp

提出書類一覧

※クリアファイルに提出書類一式を番号順に入れて、表面に社名を記入してください

番号	提出書類	法人	個人	写し	注意事項
1	競争入札参加資格審査申請書 (様式1)	○	○	不可	申請は本社名で、 実印を使用 してください。希望する業務に必要なと思われる許可・登録等をすべて記入してください。
2	委任状(様式2)	◆		不可	支店等へ委任する場合に提出してください。委任期間は令和3年2月1日から令和4年3月31日までとしてください。
3	使用印鑑届(様式3)	○	○	不可	(公財)豊田市文化振興財団と取引するにあたり実際に使用する印鑑を押印してください。会社印の登録は必須ではありません。
4	希望する業種(様式5)	○	○	可	希望する業種を別紙「登録業種一覧表」から選択して記入してください。「連絡先」は本社、契約締結先とは別に連絡先がある場合のみ記入してください。営業担当者は必ず記入してください。
5	実績調査(様式6)	○	○	可	希望する業種ごとに具体的に記入してください。
6	印鑑証明書(発行するところ:本店所在地の法務局、個人は印鑑登録されている市町村)	○	○	可	写しの場合は 必ず原寸大でコピー してください。拡大縮小不可。個人での申請の場合は代表者個人の実印の証明書です。
7	履歴事項全部証明書又は登記事項証明書(発行するところ:本店所在地の法務局)	○注2		可	法人の場合のみ提出してください。商業登記簿謄本でも可。
8	代表者身元(分)証明書(発行するところ:本籍地の市町村)		○注2	可	個人の場合のみ必要です。
9	登記されていないことの証明書(発行するところ:全国の法務局・地方法務局(本局)の戸籍課の窓口で発行、東京法務局では、郵送申請も可能)		○注2	可	個人の場合のみ必要です。証明事項は「 後見・保佐・補助を受けていないことの証明 」が必要です。
10	納税証明書(国税)(発行するところ:税務署)	○注2	○注2	可	法人の場合は「法人税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書を提出してください。その3の3 個人の場合は「所得税」「消費税及び地方消費税」の納税証明書を提出してください。その3の2
11	納税証明書(愛知県税)(発行するところ:愛知県税事務所)又は「愛知県税の納税義務がないことの申出書」様式8	○注2	○注2	可	法人の場合は「法人県民税」「法人事業税」「特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割」の納税証明書を提出してください。 個人の場合は「個人事業税」「自動車種別税」の納税証明書を提出してください。 愛知県に納税義務のない方は、「愛知県税の納税義務がないことの申出書」(様式8)を提出してください。
12	納税証明書(豊田市税)(発行するところ:豊田市役所)又は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」様式9	○注2	○注2	可	豊田市に納税義務のある方は豊田市の納税証明書(証明の種類は「 完納証明 」)が必要です。 豊田市内に事業所がない者等で納税証明書が受けられない場合は「豊田市税の納税義務がないことの申出書」(様式9)を提出してください。
13	許認可・登録証明書等の写し	◆	◆	可	1の申請書に記載した許可等は、すべての写しを必ず提出してください。
14	事業所・情報データ票(様式7)許可・登録・有資格者等	○	○	可	1に基づき種別・人数等を正確に記入してください。

注1 ○印は必ず提出、◆印は該当者のみ提出してください。

注2 7・8・9・10・11・12の証明書は豊田市競争入札参加資格認定を受けている方は省略できます。

注3 7・8・9・10・11・12の証明書は、発行日より**3か月以内のもの**が必要です。

注4 2・3・4・5の様式については、項目及び記載事項が同じであれば、別の様式でも構いません。

登録業種一覧表

◎ 登録できる業種の数の制限はありません。

分野	業種	コード	業務
設備等保守	空調	1 1 1	空気調和設備
	環境	1 2 1	環境衛生設備（飲料水槽清掃等および 122・123 を含む、総合的環境業務）
		1 2 2	管清掃（排水槽・側溝清掃等含む）のみ
		1 2 3	ネズミ等害虫管理及び殺菌消毒のみ
		1 3 1	自家用電気工作物（電気事業法に基く外部委託）
	電気工作物・消防	1 3 2	電気防災設備（133・134 を含む総合的電気業務）
		1 3 3	電気設備のみ
		1 3 4	消防設備のみ
		舞台機器等	1 4 1
	1 4 2		音響設備のみ
	1 4 3		照明設備のみ
	1 4 4		ITV・映写設備のみ
	舞台機構	1 5 1	舞台吊物等設備
	エレベータ	1 6 1	エレベータ・小荷物専用昇降機
	自動ドア	1 7 1	自動ドア設備
電話	1 8 1	電話交換機設備	
舞台管理	舞台管理	2 1 1	舞台管理および操作技術
警備	常駐巡回警備	3 1 1	常駐巡回警備
	機械警備	3 1 2	機械警備
清掃	建物清掃	4 1 1	建物清掃（日常・定期） ※交流館等 3 館以上の施設業務
		4 1 2	建物清掃（日常・定期） ※大規模施設（文化会館・産業文化センター・コンサートホール等） 1～2 館の施設業務
廃棄物	一般廃棄物	5 1 1	一般廃棄物収集運搬
	産業廃棄物	5 1 2	（水銀を含む）産業廃棄物収集運搬
植栽	植栽管理	6 1 1	樹木管理・草刈
建物管理	建物総合管理	7 1 1	総合管理（設備運転管理および清掃等総合的管理）
その他	その他	8 1 1	上記業務に当てはまらないもの